

亀山市告示第155号

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この告示は、耐震補強が必要な木造住宅の耐震補強工事及び当該木造住宅を改修する工事並びに倒壊のおそれのある木造住宅の除却工事を行った者に対し補助金を交付することにより、木造住宅の地震に対する安全性の向上及び倒壊による被害の防止を図り、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。	（目的） 第1条 この告示は、<u>住宅が密集している地域等において</u>、耐震補強が必要な木造住宅の耐震補強工事及び当該木造住宅を改修する工事並びに倒壊のおそれのある木造住宅の除却工事を行った者に対し補助金を交付することにより、木造住宅の地震に対する安全性の向上及び倒壊による被害の防止を図り、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象工事)

第3条 補助の対象となる工事は、次に掲げる耐震診断の評点が0.7未満であった木造住宅（耐震診断を単位とする。）についてその評点を1.0以上にするための耐震補強計画に基づき行われた耐震補強工事（以下「耐震補強工事」という。）及び耐震補強工事と併せて行う当該木造住宅を改修する工事（以下「リフォーム工事」という。）又は当該木造住宅の除却工事及び令和6年1月30日付け国住市第40号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」に基づく旧耐震基準の木造住宅における容易な耐震診断調査票により、市長が倒壊の危険性があると判断した木造住宅の除却工事（以下「補助対象工事」という。）とする。

(1) 及び (2) [略]

2～4 [略]

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、木造住宅（耐震補強工事又はリフォーム工事の場合にあっては現に居住の用に供している又は居住が見込まれる

(補助対象工事)

第3条 補助の対象となる工事は、次に掲げる耐震診断の評点が0.7未満であった木造住宅（耐震診断を単位とする。）についてその評点を1.0以上にするための耐震補強計画に基づき行われた耐震補強工事（以下「耐震補強工事」という。）及び耐震補強工事と併せて行う当該木造住宅を改修する工事（以下「リフォーム工事」という。）又は当該木造住宅の除却工事及び令和6年1月30日付け国住市第40号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」に基づく旧耐震基準の木造住宅における容易な耐震診断調査票により、市長が倒壊の危険性があると判断した木造住宅（併用住宅及び共同住宅又は長屋を除く。）の除却工事（以下「補助対象工事」という。）とする。

(1) 及び (2) [略]

2～4 [略]

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当する木造住宅を所有する者で、かつ、当該木造住宅に係る補助対象工事を行ったものとす

<u>木造住宅</u>)を所有する者で、かつ、当該木造住宅に係る補助対象工事を行ったものとする。 [号を削る。] [号を削る。]	る。 <u>(1) 1ヘクタール当たりの住宅の戸数が10戸以上ある区域その他市長が防災上必要と認める区域に存するもの</u> <u>(2) 現に居住の用に供しているもの又は居住が見込まれるもの(除却工事の場合を除く。)</u>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

様式第 1 号中

「同居者
(低所得者世帯
(※)に該当す
る場合に記入し
てください。)

を

「現在の居住者
(所有者も含め
て記載してくだ
さい。)

に、

- ・耐震補強工事（リフォーム工事・除却工事）見積書
- ・耐震補強工事の場合は耐震補強計画及び耐震診断等結果報告書
- ・除却工事の場合は耐震診断等結果報告書又は容易な耐震診断調査票（写真を含む）
- ・低所得者世帯（※）に該当する場合は居住する者全員記載の住民票及び源泉徴収票等所得を証明する書類

を

- ・耐震補強工事（リフォーム工事・除却工事）見積書
- ・耐震補強工事の場合は耐震補強計画及び耐震診断等結果報告書
- ・除却工事の場合は耐震診断等結果報告書又は容易な耐震診断調査票（写真を含む。）

に改

め、「(※) 公営住宅法施行令第1条第3号に規定する収入が21万4千円以下の世帯又は国土交通省住宅局長が別に定める世帯をいいます。」を削り、「建築確認申請等」を「建築確認申請、固定資産課税台帳等」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、同日以後の補助金の交付から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。